

県北広域振興局長告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和2年12月11日

県北広域振興局長 高 橋 進

1（1）路線名 軽米種市線

（2）供用開始の区間 九戸郡洋野町種市第25地割字サンニヤ54番1地先から字早渡38番11地先まで

（3）供用開始の期日 令和2年12月12日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 令和2年12月11日から令和3年1月12日まで

2（1）路線名 二戸軽米線

（2）供用開始の区間 二戸市福岡字大平1番1地先から字高清水7番6地先まで

（3）供用開始の期日 令和2年12月11日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター

イ 期間 令和2年12月11日から令和3年1月12日まで